4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

(1)暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

NO.		基本施策		
32	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		担当課	
	今後の方向性	◇ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない 意識の醸成を図るための、取組みを進めます。◇広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等に関する情報提供を行います。	市民課	
NO.		基本施策		
33		担当課		
	今後の方向性	◇広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。	市民協働課	
		◇女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。	市民課	

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策		担当課
34		担目誄	
	今後の方向性	◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。◇女性問題アドバイザーの相談技術の向上のため、継続的な研修を実施します。	市民課
NO.		基本施策	47 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
35		担当課	
	今後の方向性	◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題 の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。	市民課
		◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し途切れることのない多方面からの犯罪被害者支援に努めます。	市民協働課
		◇女性相談や女性問題アドバイザーによる電話相談等を通して、ドメスティック・バイオレンスの悩みを持つ市民の心のケアに努めます。◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。	市民課 子ども未来課